

一般事業主行動計画

八十二証券株式会社

「次世代育成支援対策推進法」および「女性活躍推進法」に基づき、下記行動計画を策定する。

1. 計画期間

2024年4月1日 ～ 2027年3月31日

2. 内容

目標1 休暇取得を促進し、計画期間中の全職員の年次有給休暇取得日数の平均12日以上を維持する。(次世代育成支援対策推進法)

<具体策>

2024年4月～ 毎年4月上旬に各部署ごとに有給休暇取得スケジュールを策定
毎年10月中に各部署ごとに上期の有給休暇取得状況を確認、下期の有給休暇取得スケジュールを調整

目標2 計画期間中に出産した女性社員全員が産前産後休業・育児休業等を取得する。また、男性社員の育児目的休暇取得率を20%以上にする。(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)

<具体策>

2024年4月～ 育児休業等・育児目的休暇および仕事と子育ての両立支援制度に関する情報周知

目標3 男女問わずキャリアアップを目指す職員に、スキルアップやマネジメント能力伸長のための研修・セミナー等への参加機会を提供する。(女性活躍推進法)

<具体策>

2024年4月～ 研修、セミナー、カンファレンス等の開催情報の提供
通信講座受講・資格取得の推進

以上